

議案第24号

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
案

令和2年（2020年）6月8日提出

全 議 員

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）の一部
を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間に交付することとなる
政務活動費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」
とあるのは「得た額に100分の90を乗じて得た額」とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（理 由）

市議会の会派に交付する政務活動費の月額を減額するため、本案を提出する。